

議会運営委員会記録

1 日 時 令和3年6月11日（金曜日）
開 会 午前 9時58分
閉 会 午前10時19分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 舎川 智也

副委員長 松尾 茂

委 員 泉 英之

// 岡部 享

// 竹田 勝

// 押田 大祐

// 高田 真里

// 成田 光雄

// 横野 昭

// 鋪田 博紀

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	吉 田 修
//	上 野 蛭
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	山元 幸彦
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	金井 沙織
議事調査課主査	中村 千里

7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

 まず、委員会記録の署名委員に高田委員、成田委員を指名いたします。

 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

 まず、大きな協議事項1番目の6月定例会の運営についてであります。

 初めに、一般質問については24名の方から通告がありました。

 そこで、一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

 次に、2つ目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり陳情1件であります。

 この令和3年分陳情第1号 傷病等により長期欠席する児童に対する保育所の退所措置に関する陳情については、厚生委員会へ付託される予定でありますので、御承知おき願いま

す。

次に、3つ目の意見書・決議につきまして、これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり請願形式2件、陳情形式1件であります。

この請願形式による意見書提出要請については、請願者から、もし議員提出議案とならなかった場合は請願として取り扱ってほしいとの申出がありました。

したがいまして、議員提出議案とならなかった場合には、本会議最終日に委員会付託を省略して直ちに討論・採決を行いますので御承知おき願います。

また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、18日（金曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、21日（月曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました3件の意見書（案）と併せて24日（木曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。

次に、大きな協議事項2番目の議場でのアクリル板の設置についてであります。

このことについては、4月26日に開催されました世話人会においてコロナ禍での議事運営についての協議を行った際に、大島議員から、演壇にアクリル板を設置してはどうかとの御提案があったものであります。

本市議会では、令和2年5月臨時会以降、本会議等への出席の際はマスク着用を義務づける等、コロナ禍での定例会・臨時会の議事運営について随時対策を取ってきたところではあります。改めてこのような提案がありましたことから、皆さんの御意見をお聞かせください。

鋪田委員

演壇でのアクリル板の設置については、マスクを着用して登壇し発言をしていること、それから最前列の議席とは十分距離があることなどから、必要はないのではないかと思っております。

委員長

今、鋪田委員から、マスクを着用している、また演壇からの距離も一定程度確保されているということで、演壇でのアクリル板の設置についてはしなくてもいいのではないかという御意見がございました。ほかにありませんか。

岡部委員 過去において、アクリル板の設置についての話をした覚えがあります。その際に、アクリル板が反射するというような話があって、写真にも影響があるということで、設置しないという話もありました。その辺のところは解決できたのかどうかということと、私はやはりこの御時世ですから、アクリル板を設置すべきと思っております。

委員長 岡部委員からは、過去に反射するという話もあったということでございました。そしてアクリル板を設置してはどうかという御意見がございました。
それに対して御意見はございませんか。

鋪田委員 改めてですけれども、アクリル板を演壇に設置するということに関しては、マスクを着用していることと、十分に距離があるということですので、感染対策ということだけを考えれば、特に設置する必要はないのではないかと考えます。

岡部委員 マスクを着用することについては、私は当然必要だと思っております。ただ最近ではマウスガードで発言をされる方もおられまして、あれは一私も富山大学の先生に聞いたことがあ

りますが、あまりお勧めができないということでもあります。飛沫が漏れるという話がありましたので、マウスガードの使用時はやっぱりアクリル板の設置が必要だろうというふうに私は思っております。

委員長

当初、このことを協議したときには、見え方がどうかという御意見があり、それについて議会としては、まずは感染対策が一番だろうということでマスクを着用しよう。

それで先ほど鋪田委員からもありましたとおり、演壇からは一定の距離もあると、見え方よりもまずは感染対策をしようということでマスク着用ということになりました。

フェースガードやマウスガードについては、そもそもそれについても今おっしゃったように、感染対策には脆弱だろうということでもありますけれども、まずは感染対策ということで、今のところはアクリル板は設置せずという御意見もありました。

そのような方向で話を進めさせていただきたいと思っているのですが、ほかに御意見はありませんか。

松尾委員

飛沫感染を防ぐというところが重要なのだと思いますけれども、距離に関して実際にマウ

スガードを使っても飛沫が飛ぶおそれがあるのであれば、また検討しなければいけないと思いますが、実際に十分な距離があるという意味では、マウスガードやマスクで十分飛沫感染対策にはなるのではないかと私は思ったのです。実際その辺は専門家というか保健所の職員の意見も聞いてみる必要があるのかもしれないですけれども、飛沫感染対策として今の状態で十分だという判断をしているので、アクリル板は必要ないというふうに考えます。

委員長 感染対策をまず第一に、申し訳ないですけれども見え方は第二に考えさせていただきたいのですが、皆さんいかがでしょう。

岡部委員 私は見え方をどうのこうのということはないので一やはり感染対策であれば、アクリル板を設置した方がいいのではないかとこの意見です。

委員長 マスクもしながら。

岡部委員 そうです。

竹田委員 私もアクリル板設置には及ばずという立場でお話しいたします。加えて、設置した場合に

はやっぱりアクリル板をその都度拭かなければいけない。それに結構時間が一綿密に、念入りにやりますとやっぱり1人ないし2人で拭き掃除をやらなければいけない。1分間くらいかかると思いますが、そうすると議事進行として、やっぱり長くなるということもありますので、私は冒頭に言ったように、結論はアクリル板は不要だと思います。

押田委員

私も竹田委員と一緒に、基本的には設置しなくていいという意見です。

竹田委員は議事進行のことを言われましたが、じゃあどれだけの距離が離れていればアクリル板が必要なのか、どれだけだったら要らないのかというそもそもから考えてみて、あの距離で演壇から一番近い人間が果たして何メートル先にいるのかを考えたら、物理的に要らないのではないかというふうに思うのです。屋上屋を重ねる必要はないかなと思っております。

委員長

竹田委員、押田委員からは一定の距離があって、その中で当然マスクをしながらということで、アクリル板は要らないのではないかとということでございます。
ほかにございませんか。

松尾委員 距離的なことであれば、一般的に2メートルと言われていると思いますので、それから考えると十分な距離があると判断できると思います。

委員長 今回はマスクを着用し、アクリル板を設置しないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

泉委員 議場の換気能力はどの程度なのでしょうか。例えばマックスにすれば、換気が追いつくのか。その辺の設備的なことについて聞きたいのです。

議事調査課長 確認が必要ですが、恐らく換気扇はなかったとっております。
そこで、換気をする手段としては、現在のところ休憩中に議場の扉を開けています。それと、後ほど少しお話をさせていただきたいと思うのですが、傍聴席の後ろの窓を今回から開けておくということでの換気を行いたいとっております。
換気扇等の設備については、現在は不明であります。

委員長

マスクを着用しているから、アクリル板の設置については必要ないのではないかという御意見が大勢を占めているようであります。今定例会以降もタイミング、タイミングで今後協議が必要だと思いますが、アクリル板の設置については一当然、感染対策もしながら、換気もしながらアクリル板は設置しないということできたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岡部委員

すみません。

これまでの議会運営の中で、体調によっては議長の許可を得てマスクを外してもよいという場合に、外したときは全く何のガードもないということになります。そういう決め事がある中で、やはり感染対策として全くアクリル板がないということはいかかなものかという思いはあります。

委員長

今、問題提起をいただきました。そういう場合はマスクを外していいけれども、もし本当に体調が悪い場合は、マスクを外してフェースガードにするという選択もあると。その選択肢の中で、まずは飛沫を飛ばさないという

ことで一体調が悪い場合はフェースガードなりマウスガードでの対応といった運用でアクリル板については、今回は見送りたいという意見が大勢を占めていると思いますので、そのように締めさせていただきたいと思います。

横野委員

体調が悪いときには、フェースガードをしてさらにマウスガードもして、2つほどつけるような指示を出さないといけないと思うのです。結果的に、今言われたようにアクリル板を設置しないのなら、逆に言えば体調が悪いようであれば、マスクが駄目ならば口に1つマウスガードを当ててそれからフェースガードをして—2つのガードをしてしゃべるようなことを指示すればいいのではないですか。

委員長

そもそも体調が悪いときは、出席できないのですけれども、どうしてもというようであれば、議長とまた相談してその運用を決めましょう。

何せアクリル板は設置しないというふうに進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのようにさせていただきたいと

思います。

次に、大きな協議事項3番目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

このことにつきましては、昨日開催されました各派代表者会議において、お手元に配付しております資料の「コロナ禍での定例会・臨時会の議事運営等について（案）」の下線部分について協議が行われたところであり、追加の対策として、各会派の代表者の方々には御賛同いただいたところであります。

その内容について、まず事務局に説明させます。

議事調査課長 〔資料「コロナ禍での定例会・臨時会の議事運営等について（案）」により説明〕

委員長 ただいま事務局から説明があったことについて、何か質問等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、6月定例会以降の運営については、各派代表者会議で確認された内容を尊重し、お手元に配付してあります資料のとおり実施したいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それではそのように決定いたします。

なお、今ほど説明しました資料については、本委員会終了後、全議員へ棚入れいたします。以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、6月21日（月曜日）、予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしく願いいたします。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和3年6月定例会
(令和3年6月11日)
議会運営委員会記録署名

委員長 舎川智也

署名委員 高田真里

署名委員 成田光雄